

戦後 70 年にあたって

いま国会においては、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障法制案が議せられています。この法案の意図するところは、日本国憲法の平和主義を理念上も実践上もないがしろにするものであり、立法手続きにおいては立憲主義を毀つものであるといわざるをえません。戦後日本が立脚してきた憲法と民主主義が、いま大きな危機にさらされています。

学校法人北星学園は、いまから 20 年前の 1995 年 5 月、「北星学園平和宣言」を発表いたしました。ときあたかも、アジア・太平洋戦争終結から 50 年目にあたり、本学園の創立の精神と戦後の歩みを顧み、平和を目指し続ける決意を表明いたしました。そしてこの 20 年間、本学園はこの宣言を体してこんにちまで歩んでまいりました。

このときにあたり、私共は「北星学園平和宣言」にこめられた精神をあらためて確認するものです。

2015 年 9 月 3 日

学校法人 北星学園

北星学園平和宣言

ことは、アジア・太平洋戦争が終わって 50 年目にあたります。
キリスト教の精神に立つ学園として、これまでの私たちのあり方をふり返り、
あらためて平和をつくり出すことの大切さと、
人権を尊ぶ教育の重要さを思います。
戦争で、アジアの人々に与えた多くの被害・苦しみを痛感し、
その責めにこたえていくことが、
ともに同時代に生きるものの責任と考えます。
これまでの不十分な戦後の歩みを反省し、
新しい時代の平和をつくる学園として歩むことを宣言します。

平和をつくり出す人たちは幸いである。

(マタイによる福音書第 5 章 9 節)

1995 年 5 月 23 日

学校法人 北星学園